

令和5年度以降の国の財政支援に係る要望状況について（報告）

1 経緯

本年5月に開催された第69回協議会において、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の完了と令和5年度以降の地下水浄化対策の継続について承認いただいたが、その際、複数の委員から、令和5年度以降の国の財政支援に係る要望状況に関するご質問等をいただいたことから、これまでの国等への要望活動について報告するものである。

2 国に対する要望活動の状況

産廃特措法事業に関わる自治体（本県を含め15自治体）や田子町と連携・協力し、国等に要望活動を行った。

また、県単独でも重点施策提案として要望活動を行った。

＜主な活動内容＞

日付	活動内容
令和4年5月18日	秋田、福井、三重、滋賀の4県知事が15自治体を代表し、環境大臣に15自治体連名の要望書を手交。
6月20日	本県知事が環境大臣に対し、本県の令和5年度重点施策提案として、来年度以降の財政支援の継続を求める提案書を手交。
7月26日	本県知事が15自治体を代表し、滝沢 求 自由民主党環境部会長に15自治体連名の要望書を手交。
7月28日	田子町長が、滝沢 求 自由民主党環境部会長同席のもと、環境省政務官に対し要望書を手交。
8月31日	環境省が産廃特措法失効後の財政支援継続を盛り込んだ令和5年度予算案の概算要求を財務省に提出。
10月下旬	15自治体で連携し、総務省及び財務省への要望活動を行う予定。

3 環境省の令和5年度当初予算に係る概算要求の内容

補助対象：産廃特措法事業完了後に自治体を実施する水処理及びモニタリング費用の一部を補助

補助率：3分の1

4 今後の要望活動予定

国の財政支援が12月の政府予算案に確実に反映されるよう、引き続き15自治体で連携し、総務省（自治体負担分3分の2に係る交付税措置）や財務省（財政支援に必要な予算の確保）に対して要望活動を行う予定。